

販売禁止農薬等の回収について

ケルセン又はジコホールを含む農薬については、平成２２年３月３１日に販売禁止農薬として農薬の販売の禁止を定める省令（平成１５年農林水産省令第１１号）に追加された農薬で、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１１条の規定により、その使用も禁止されています。

また、ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、平成２３年４月に「残留性有機物汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加する決定がなされたことに伴い、平成２３年度末には、省令改正により販売禁止農薬に追加される予定となっています（省令改正により販売禁止農薬に追加された後には、その使用も禁止される）。

現在、ケルセン又はジコホール及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、製造メーカーによる回収措置が実施されています。

については、該当農薬を所有されている場合には、農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合へ持参してください。

なお、ケルセン又はジコホール及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、次の「販売禁止農薬等の回収について」（平成２３年１２月１３日付け２３消安第４５９７号消費・安全局農産安全管理課長通知）の別紙１及び別紙２をご確認ください。